

2高消防第1503号  
令和3年3月26日

関係各位

高知県危機管理部消防政策課長

二酸化炭素等消火設備による事故防止について（注意喚起）

日頃は、高知県の産業保安行政にご協力をいただきありがとうございます。

さて、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から、令和3年1月25日付けで、二酸化炭素等消火設備による事故防止について注意喚起がありました。

令和3年1月23日、東京都港区のビル地下1階駐車場内ボンベ室において、ビルメンテナンスの作業員が二酸化炭素消火設備の点検作業（作動点検等）を行っていたところ、二酸化炭素が放出し、2名が死亡される事故が発生しました。

また、令和2年12月22日においても、愛知県名古屋市のホテルの機械式立体駐車場において、メンテナンス作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、1名が死亡、10名が重軽傷を負う事故が発生しました。

他にも、高圧ガスを利用した消火設備からの放出事故が発生しております。

消火設備は、高圧ガスである二酸化炭素等を利用しており、不適切な取扱いをすると、人的被害が発生する恐れがあります。二酸化炭素等消火設備の設置者及びメンテナンス事業者等関係者におかれては、十分に危険性を認識した上で、安全な取扱い等に注意いただきますよう、よろしくお願いたします。

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県消防政策課産業保安担当

電話 088-823-9696

FAX 088-823-9696

e-mail : 010301@ken.pref.kochi.lg.jp